

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	社会福祉法人石見さくら会	種別	
代表者	漆谷 光夫	管理者	日野原 正
所在地	邑智郡邑南町矢上 347	電話番号	0855-95-2504

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針.....	1
(2) 推進体制.....	1
(3) リスクの把握.....	1
① ハザードマップなどの確認.....	1
② 被災想定.....	2
(4) 優先業務の選定.....	3
① 優先する事業.....	3
② 優先する業務.....	3
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し.....	3
① 研修・訓練の実施.....	3
② BCPの検証・見直し.....	4
2. 平常時の対応	4
(1) 建物・設備の安全対策.....	4
① 人が常駐する場所の耐震措置.....	4
② 設備の耐震措置.....	4
③ 水害対策.....	5
(2) 電気が止まった場合の対策.....	5
(3) ガスが止まった場合の対策.....	6
(4) 水道が止まった場合の対策.....	6
① 飲料水.....	6
② 生活用水.....	6
(5) 通信が麻痺した場合の対策.....	6
(6) システムが停止した場合の対策.....	7
(7) 衛生面（トイレ等）の対策.....	8
① トイレ対策.....	8
② 汚物対策.....	8
(8) 必要品の備蓄.....	8
(9) 資金手当て.....	9
3. 緊急時の対応	10
(1) BCP発動基準.....	10
(2) 行動基準.....	10
(3) 対応体制.....	12
(4) 対応拠点.....	12
(5) 安否確認.....	13
① 利用者の安否確認.....	13

② 職員の安否確認.....	13
(6) 職員の参集基準.....	14
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	16
(8) 重要業務の継続.....	17
(9) 職員の管理.....	17
① 休憩・宿泊場所.....	17
② 勤務シフト.....	18
(10) 復旧対応.....	21
① 破損個所の確認.....	21
② 業者連絡先一覧の整備.....	21
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	21
4. 他法人・施設との連携.....	23
① 連携先との協議.....	23
② 連携協定書の締結.....	23
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	23
5. 地域との連携.....	25
6. 通所サービス固有事項.....	26
7. 保育サービス固有事項.....	27
8. 居宅介護支援サービス固有事項.....	28

1. 総論

(1) 基本方針

法人としての方針

- 利用者及び職員の生命を守り、継続的安定的にサービスを提供する。
- 地域福祉の担い手として地域住民の生命を守る。

(2) 推進体制

(法人事務局)			
主な役割	部署・役職	氏名	補足
法人全体の責任者	理事長	漆谷 光夫	
全体の取りまとめ	事務局長	日野原 正	
建物等設備の安全性確保	事務局長	日野原 正	
利用者・職員の安全確保	課長	酒井 祥子	
資金の確保	経理担当	日野山 美香	
資金の確保	経理担当	乙原 優子	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

ハザードマップ上では特に土砂災害・洪水に関する災害発生の危険性があるのは日貫保育所で、その他の事業所においては、その危険度は低い。ただし、特別養護老人ホーム桃源の家や養護老人ホーム香梅苑には近接地に農業用ため池があり、大規模地震の発生により決壊する可能性がある。

当地域に災害を及ぼす地震として、南海トラフで発生する巨大地震は発生確率30年以内で70%から80%となっている。また、過去県内石見地方を震源とする地震（1872年浜田地震マグニチュード7.0～7.2等）も何度か発生し、大きな被害が発生していることから、地震による災害発生は十分想定される。また、事業所立地上では土砂災害等の危険性は低いですが、近年の台風の大型化により、どの事業所も暴風雨等による建物の損害や停電のリスクは高まっている。

各事業所が所在するハザードマップは別添のとおり。

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

島根県地震・津波被害想定調査報告書（出所：島根県平成 30 年 3 月）を基に被災想定を行う。

想定地震は邑南町に最も被害を及ぼすとみられる「島根県西方沖合断層の地震」、震度 6 弱を想定する。

交通被害

道路：特に大規模な損害は想定しない

橋梁： //

鉄道：関係しない

ライフライン

上水：被害数 64 箇所、影響世帯 1 日後 1,240 世帯、2 日後 1,197 世帯、7 日後 1,136 世帯

下水：被害延長 4 km、影響人口 260 人

電気：停電件数 22 件

ガス：被害想定なし

通信：被害想定なし

【自施設で想定される影響】

地震災害（震度 6 以上）による最長 3 日程度のライフラインへの影響を想定する。

入所施設の場合を以下に示す。

停電及び断水（上下水道）の期間を 3 日間とする。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
(電力)	自家発電機			復旧	→	→	→	→	→
電力									
E V									
飲料水	備蓄飲料水の活用			復旧	→	→	→	→	→
生活用水	貯水及び池水の活用			復旧	→	→	→	→	→
ガス (LP)	点検	通常	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	利用制限			利用	→	→	→	→	→
メール	通常	→	→	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<優先する事業順位>

- (1) 入所事業（特別養護老人ホーム桃源の家、養護老人ホーム香梅苑）
- (2) 通所事業（老人デイサービスセンター希望の郷）、保育事業（いわみ西保育所、東保育所、日貫保育所）、石見さくら会居宅介護支援事業所

尚、通所事業、保育所及び居宅介護支援事業所は、希望の郷災害時避難情報対応マニュアル、保育施設運営における災害時避難情報対応マニュアルに基づき当座停止する場合があります。この対応マニュアルは豪雨災害等を想定したもので、警戒レベル4以上の場合を休所しており、地震の場合は震度5以上を同等とする。

入所事業所以外の事業所を閉所（サービス停止）する場合は、閉所する事業所の職員は可能な場合は入所事業所の支援を検討する。

<当座停止する事業>

- (1) ショートステイ（特別養護老人ホーム桃源の家）
 - (2) 子育て支援センター
 - (3) その他公益的事業（ファミリー・サポート・センター事業、オレンジカフェ事業）
- 優先する事業が通常に復旧するまでは再開しない。

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務

入所事業所（特別養護老人ホーム桃源の家、養護老人ホーム香梅苑）及び通所事業所（老人デイサービスセンター希望の郷）においては、入所者・利用者の生活機能を維持するための業務を優先する。具体的な優先業務は与薬介助、食事介助及び排泄介助を原則として、その他必要業務及び必要な職員体制は各事業所のBCPによる。

保育所は通常保育業務を優先する。

居宅介護支援事業所（石見さくら会居宅介護支援事業所）は、利用者の生活の質を維持するための相談・支援業務を優先する。

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

原則毎年11月に災害（主に地震）を想定した法人全体の訓練を実施する。各事業所単位では机上シュミレーション訓練（地震想定訓練）を各事業所で毎年1回以上計画的に実施する。

11月に実施する訓練内容や参加者は防災規程における災害対策本部メンバー（理事長、事務局長、各施設長及び各所長）が企画し、実施する。

② BCPの検証・見直し

11月の災害訓練実施後、災害対策本部メンバーが法人及び各事業所のBCPの内容や災害対策の取組を総括し、問題点を洗い出し、課題を明確にしたうえで、法人及び各事業所のBCPの見直し及び翌年度の訓練への反映を行う。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場 所	対 応 策	備 考
桃源の家（建物）柱／壁	新耐震基準対応済み	
香梅苑（建物）柱／壁	〃	
希望の郷（建物）柱／壁	耐震診断による対応策を実施（柱の補強／X型補強材の設置）	
いわみ西保育所（建物）柱／壁	新耐震基準対応済み	
東保育所（建物）柱／壁	〃	
日貫保育所（建物）柱／壁	耐震診断による対応策を実施（柱の補強／X型補強材の設置）	
各建物内の什器（パソコン、キャビネット、TV、棚）等	原則転倒、落下、移動防止のための対策器具を設置	

② 設備の耐震措置

各事業所の基本財産における建物附属設備について耐震措置を講じる。建物附属設備の分類は以下の通りとする。

対 象	対 応 策	備 考
基本財産（建物附属設備）	定期点検の実施	
・電源・電気系統関係設備	〃	保守委託による
・給排水関係設備	〃	
・燃料関係設備	〃	
・消火・防火関係設備	〃	保守委託による
・空調関係設備	〃	

③ 水害対策

各事業所において次の点を確認し、必要な対応策を講じる。

対象	対応策	備考
浸水の危険性の確認（屋根材の劣化、破損等含む）	原則毎月定期的な点検を実施	必要に応じ業者による点検の実施し、修繕要否を確認
外壁のひび割れ、欠損、膨らみによる浸水危険性の確認	原則毎月定期的な点検を実施	必要に応じ業者による点検の実施し、修繕要否を確認
防風雨による窓ガラス、塀等の破損、外壁の留め金の破損の危険性の確認	原則毎月定期的な点検を実施	必要に応じ業者による点検の実施し、修繕要否を確認
周囲に飛散する可能性のあるものの設置確認	原則毎月定期的な点検を実施	

(2) 電気が止まった場合の対策

自家発電機（桃源の家及び香梅苑）の活用及び電気の代替策（他の事業所）を実施する。

代替策としては灯油ストーブ、カセットコンロ、カイロ等

自家発電機等により稼働させる具体的な設備等は各事業所のBCPによる。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策

(3) ガスが止まった場合の対策

各事業所はLPガスのため基本的には被災による停止を想定しないが、事業所によってはカセットトロン等の代替策も考慮する。

稼働させるべき設備	代替策

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

各事業所とも備蓄品での対応とする。

備蓄基準：入所者数・職員数（BCP 対応人数）× 3 日分

各事業所の具体的な対策は各事業所の BCP による。

* 備蓄の場合は、備蓄の基準（2ℓペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

入所事業所では原則貯水槽を活用する。

通所事業所、保育所では生活用水の使用をできる限り避ける。

貯水槽設置事業所はその容量を考慮し、必要ポリタンク数を準備する。

貯水槽のない事業所で、生活用水を要すると判断する場合は、必要ポリタンクに事前に貯水準備をする。

貯水槽の容量から最大必要ポリタンク数： $\frac{\text{ポリタンク 1 個当たりの容量} \times \text{個数}}{\text{貯水槽容量}}$

各事業所の具体的な対策は各事業所の BCP による。

* 貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

PC 若しくは業務用携帯メールでの通信を基本とする。ただし、停電時の専用電話が使用可能であれば併用する。

- ・ 自家発電機を所有する事業所は災害発生時に事務所内に最低1台使用可能PCを設置する。
- ・ 自家発電機を有しない事業所は業務用携帯を最低1台保有する。この場合はバッテリーを最低3日間の停電に対応できるよう準備する。

本部事務局は香梅苑の自家発電機の作動により PC1 台使用可能。
各事業所別の停電時の PC 利用台数、業務用携帯電話の保有台数及びバッテリーの利用可能時間等具体的な対策は各事業所の BCP による。

(6) システムが停止した場合の対策

現在使用しているシステムとしては、専用ソフトを使用する介護（介護事業所）、経理（本部）、給与（本部）及び勤怠管理システム（全事業所）、通話回線を利用する非常通報システム（保育所）、その他防犯カメラシステム（設置事業所）がある。地震による PC 破損によるデータ消失の危険性がある。このため各システムの対策（地震によるデータ破損を防ぐ）は次のとおりとする。

- ・介護システム：クラウド方式（変更済み）
- ・経理システム：クラウド方式（今後要変更）、現在は USB でのバックアップ
- ・給与システム：USB でのバックアップ
- ・勤怠管理システム：USB でのバックアップ、出退勤記録ができない場合は、紙による出退勤簿を作成し使用する。
- ・非常通報システム：対応なし
- ・防犯カメラシステム：対応なし

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

利用者はオムツ着用。職員は簡易トイレ（備蓄）使用を基本とし、具体的には各事業所のBCPによる。

① トイレ対策

【利用者】

オムツ着用とする。
具体的には各事業所のBCPによる。

【職員】

簡易トイレ（備蓄品）を使用する。
具体的には各事業所のBCPによる。

② 汚物対策

排泄物や使用済みオムツ等の汚物はビニール袋（原則専用袋）を使用し、衛生面に留意して隔離・保管する。最終的には専門業者への引き渡しを行う。
具体的保管場所等は各事業所のBCPによる。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（専用リストがあれば代用可）。定期的に見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当

(9) 資金手当て

保険対策

- ・火災・落雷・破裂爆発

保険期間：1年

保険金額：200,000千円

付保対象：全事業所（建物及び外部設置整備）

- ・風災・雹災・雪災

保険期間：1年

保険金額：50,000千円

付保対象：全事業所（建物及び外部設置設備）

*地震保険の付保なし

現金対策

各事業所小口現金による対応とする。必要性がある場合は追加を検討する。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

本計画に定める緊急時体制は、邑南町周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合、理事長の指示により法人のBCPを発動し、対策本部を設置する。これにより各事業所長は、自事業所のBCPを発動する。

【水害による発動基準】

記録的短時間大雨警報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報等により河川の氾濫や土砂災害が発生し、その被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合、理事長の指示により法人のBCPを発動し、対策本部を設置する。これにより各事業所長は、自事業所のBCPを発動する。

被災状況が限定的な場合は、法人のBCPを発動せず、関係する事業所長が必要と判断した場合、事業所長の指示によりBCPを発動し、事業所内に対策本部を設置する。

管理者が不在時の代替者

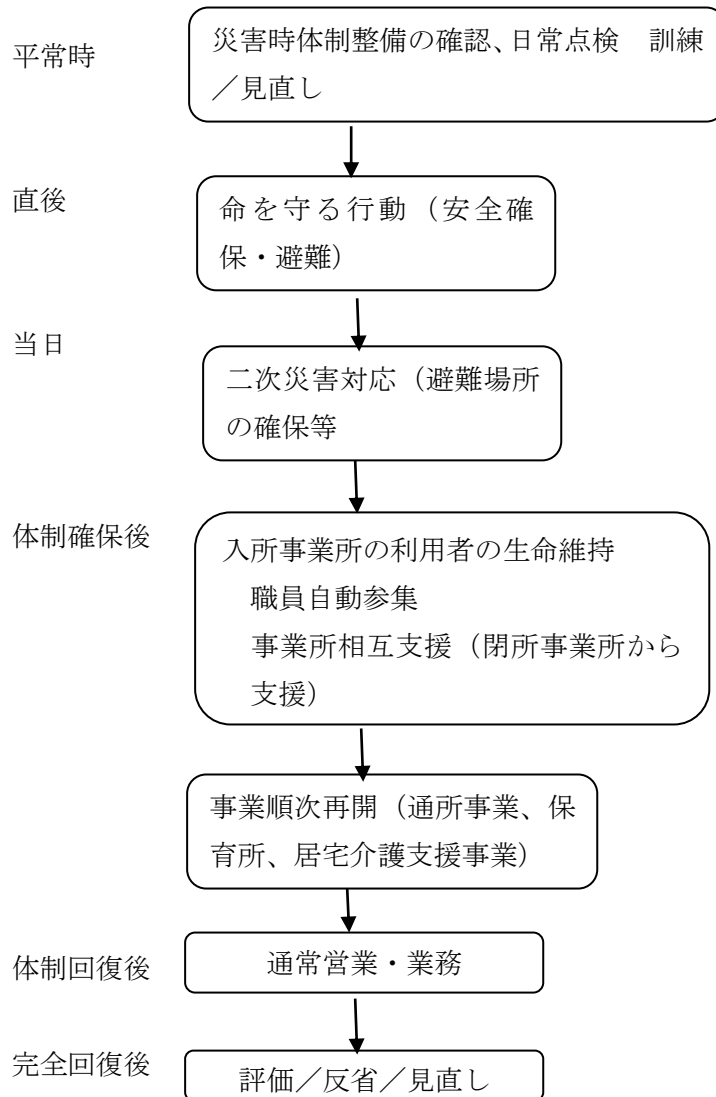
管理者	代替者①	代替者②
理事長	事務局長	事務局課長

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準は以下のとおり。

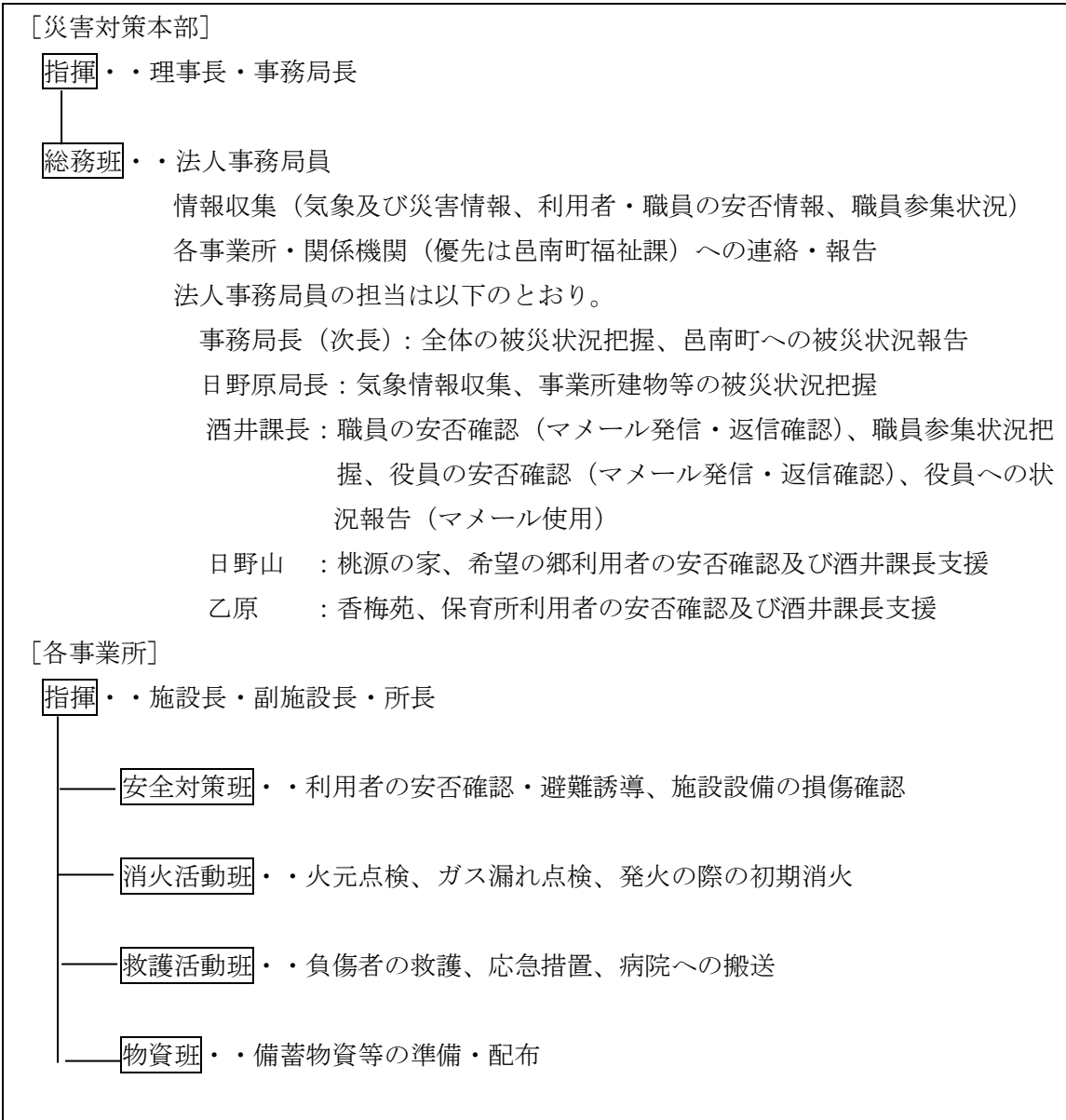
災害発生時の行動指針は防災マニュアルにより次のとおりとする。

- ①自身及び利用者の安全確保
- ②二次被害への対応（火災、建物倒壊など）
- ③入所系サービス利用者の生命維持
- ④法人内事業所間の連携と外部機関との連携
- ⑤情報発信



(3) 対応体制

法人全体として災害（地震を想定）が発生した場合の対応体制を示す。発災が夜間の場合は、各事業所の対応体制が十分とれないため、利用者の安否確認、避難誘導を最優先とする。なお、各事業所では各班のリーダー及びメンバーを各事業所の BCP において定める。



(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
法人事務局	桃源の家事務室	いわみ西保育所事務室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

利用者の安否確認は、施設長（副施設長）及び安全対策班のメンバーにより実施する。その際「確認シート」（利用者氏名及び負傷の有無を確認）を使用する。なお、具体的な対策は各事業所の BCP で定める。各事業所は利用者の安否確認結果を PC メールで法人事務局へ報告する。

【安否確認ルール】

- ①安否確認は安全対策班のメンバーが「確認シート」により実施する。
- ② 安全対策班のメンバーで担当するエリア（居室、食堂、浴室）を事前に決める。
- ③ 居室エリアは桃源の家では「2ユニット」を1エリア、香梅苑では「通り」を1エリアとして、メンバーを配置する。
- ④食堂、浴室は安全対策班のリーダー、サブリーダーが担当する。
- ⑤安否確認の結果は施設長へ報告し、施設長も報告内容を「確認シート」に記録する。
- ⑥搬送中、送迎中の利用者については、運転手若しくは付き添い人が施設長へ報告する。
*各エリアを担当する安全対策班のメンバーは勤務シフト等を考慮し、複数名配置する。
*発災が夜間の場合の安否確認は夜勤者が実施する。

【医療機関への搬送方法】

搬送する医療機関は公立邑智病院とする。

搬送は原則救護活動班が公用車を使用して行う。

*安否確認シートを以下の様式で作成する。

利用者氏名	安否確認	容態・状況
	無事・負傷・死亡・不明	
	無事・負傷・死亡・不明	
	無事・負傷・死亡・不明	
	無事・負傷・死亡・不明	

④ 職員の安否確認

職員の安否確認は法人事務局（総務班）が原則マメールにより職員全員対し一斉に実施する。確認結果は各事業所長へも送付する。

[メール発出時間の基準]

発災が夜間の場合は、4月～9月午前6時頃、10月～3月午前7時頃

発災が日中の場合は、発災後1時間以内

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認と合わせて、原則安全確認班のメンバーが担当エリアごとに実施する。安全確認班のメンバーが点呼により確認し、施設長に報告する。

発災が夜間の場合で、安否確認班のメンバーがいない場合は、安否確認班のリーダー

一が携帯電話もしくは携帯メールにより夜勤職員の安否を確認する。

【自宅等】

全職員を対象にマメールにより一斉に安否確認を実施する。メールの内容は「職員及び家族の安否」、「自宅等の被災状況」、「出勤の可否」とする。

なお、マメールが使用できない職員は事前に法人事務局（総務班）に申し出て、その他の確認方法を明確にしておく。

その他の確認方法として「NTT 災害用伝言ダイヤル」、「Web171」とする。

防災マニュアルでの緊急連絡網での安否確認は各職員の状況把握が伝達とともに不正確となるため使用しない。

総務班は安否確認の結果を「職員の安否確認シート」により記載し、事務局長へ報告する。また、同結果を各事業所長へ PC メールで送付する。

*職員安否確認シートを以下の様式で作成する。

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事・負傷・ 死亡・不明	全壊・半壊 ・問題なし	無事・死傷者有	可能・不可能

(6) 職員の参集基準

職員の参集基準は BCP の発動基準とは一致させず、BCP の発動基準を下回る場合にも主要職員を参集させる。その基準は以下のとおり。

自動参集：◎、△：必要に応じ参集（自宅待機）

[災害対策本部]

警戒レベル／ 震度	自治体からの発令	理事長、局長、 次長、課長	係長	一般職
警戒レベル 4	避難指示	◎	△	
警戒レベル 5	緊急安全確保	◎	◎	◎
震度 5 弱		◎	△	
震度 5 強		◎	◎	△
震度 6 弱以上		◎	◎	◎

[各事業所]

警戒レベル／ 震度	自治体からの発令	事業所長、課長	係長	一般職 非正規職
警戒レベル 4	避難指示	◎	△	
警戒レベル 5	緊急安全確保	◎	◎	◎
震度 5 弱		◎	△	
震度 5 強		◎	◎	△
震度 6 弱以上		◎	◎	◎

自動参集対象者であっても、安全確保を第一とし、決して無理して参集しない。自動参集対象者であっても以下のケースでは自動参集対象外とする。

○発災が特に夜間の場合は、周囲の状況や通勤経路の状況が不明のため徒歩 2 キロ以内以外の者は参集しない。

- ・入所事業所で夜間に発災した場合、安全対策班リーダーから夜勤者に連絡をとり状況（安否等）を把握する。その結果を事業所長へ報告し、事業所長は理事長若しくは事務局長へ連絡する。

- ・夜間・早朝で応援を要する場合（早朝出勤を含む）、災害時勤務体制により基本事業所に近い職員（徒歩 2 キロ以内）から参集させる。

- ・通所事業・保育所で夜間に発災した場合は、事業所長等が夜が明けてから状況把握を行う。

○地震等で自宅が被災した場合や家族に負傷者等がいる場合は、参集しない。

*非正規職員の参集は一般職の参集基準に準じる。

*総務班はマメールにより職員の出勤可否を確認し、その結果を各事業所長へも報告する。一方事業所長は実際の職員の参集状況を総務班へ報告する。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震等により居室等の窓ガラスの破損等が生じ、利用者の安全を確保する必要がある場合は、速やかに利用者の移動を行う。

発災が夜間の場合の避難は職員数を考慮し、最小限の避難（とりあえずの安全確保）とする。日中の場合には、必要に応じて以下の避難場所に避難する。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	(桃源の家) 各ユニット内食堂談話室 各階セミパブリックホール (香梅苑) 食堂、地域交流集会室（ふれあいの間） (希望の郷) 機能訓練室 (各保育所) 遊戯室 全事業所とも廊下スペースも活用する。	(桃源の家) 地域交流ホール
避難方法	自力で避難できない利用者については、各事業所で適当な移動手段を講じる。 布製担架、おんぶ紐、ストレッチャー等	

【施設外】

施設外への避難は、建物の倒壊危険（日貫保育所以外浸水被害は想定しない）がある場合のみとし、法人内の他事業所へ移動するか、公共施設等へ移動するかを判断する。その際は邑南町へ連絡し、適当な避難場所を確保する。避難に際しては公用車の使用のほか、必要に応じて職員の私有車を利用する。

* 日貫保育所は浸水の危険がある場合は、「土砂災害に関する避難確保計画」に基づき避難を実施する。

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	法人内他事業所 公共施設等（邑南町と協議）	
避難方法	公用車、職員私有車	

(8) 重要業務の継続

入所事業所の優先業務は「与薬介助」、「食事介助」及び「排泄介助」を原則とし、地震による発災直後停電、断水状態が発生し、4日目に復旧することを想定する。

入所事業所では自家発電機の稼働により必要最低限の電力を確保し、利用者の生活機能の維持を図る。
 ○与薬は看護職の指示に基づき通常通り実施する。
 ○食事（水分補給）は各事業所で在庫する非常食（備蓄食）備蓄飲料水で対応し、調理は当面実施しない。3日目ごろから復旧の範囲内で再開する。食事介助は調理職を含めた多職種で実施する。
 ○排泄は全員オムツ利用とし、職員の出勤率が70%以上となった時点で排泄介助を実施する。
 ○入浴は給湯の復旧や職員の出勤率がほぼ通常に戻った時点（発災後4日目）から再開し、それまでは適宜清拭による。（ただし可能な範囲での対応とする）

[入所事業所の重要業務の復旧基準]

経過目安	夜間発生	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後4日以降
出勤率	3%	30%	50%	70%	90%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧
自家発電稼働	→	→	→	停電復旧	断水復旧
業務基準	職員・利用者安全確保	安全と生命維持の確保	食事・排泄中心業務	一部業務中止・減	ほぼ通常業務
与薬	通常	→	→	→	→
食事	非常食	→	→	一部調理再開	調理再開
排泄	オムツ着用	→	→	排泄介助再開	
入浴	適宜清拭	→	→	→	入浴再開

通所事業所・保育所の重要業務の復旧は、職員の出勤率とともに、ライフラインの復旧状況に応じて実施する。基本的には上記の基準による。

各事業所の重要業務の復旧は各事業所のBCPによる

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

入所事業所では震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、以下の場所を休憩、宿泊場所として確保する。

(桃源の家)

休憩場所	宿泊場所
1階相談室	1階中央ステーション
1階階応接室（相談室）	1階ショートの空床室

1 階応接室（事務室内）	2 階家族室
2 階階会議室	
2 階家族室	

* 地域交流ホールは利用者・避難住民が使用していない場合は、休憩場所及び宿泊場所として検討する。地域住民が緊急避難場所として施設利用を望まれる場合は地域交流ホールを原則使用する。

(香梅苑)

休憩場所	宿泊場所
休憩室	宿直室
面接室	短期入所の空床室
事務局会議室	

* 地域交流集会室（ふれあいの間）は利用者、避難住民が使用していない場合は、休憩場所及び宿泊場所として検討する。地域住民が緊急避難場所として施設利用を望まれる場合はふれあいの間を原則使用する。

② 勤務シフト

発災後、職員が帰宅できず、長時間勤務（連続勤務）となる可能性がある。参集できる人数によるが、発災後 1 日目、2 日目、3 日目の参集予定人数から発災時の勤務シフトを予め用意しておく。なお、職員の出勤率見込み、参集する職員の優先順位は以下のとおり。この出勤率は平常時の勤務体制に対する出勤率とする。

【災害時の勤務シフト原則】

《発災による職員出勤率推移》

発災後 1 日目 50%、2 日目 60%、3 日目 70%、4 日目以降 90%程度

《勤務シフトの優先順位》

課長⇒係長⇒徒歩 2 キロ圏内の一般職⇒その他一般職⇒非正規職員

* 入所事業所の徒歩 2 キロ圏内の職員（非正規職含む）数は以下のとおり。

桃源の家 21 名（うち正規 11 名）

香梅苑 6 名（うち正規 2 名）

《最長連続勤務時間》

1 勤務 10 時間（残業 4 時間）を想定する。

* 基本的な出勤体制は以下のとおり。具体的な勤務シフト（職員名等）は各事業所 BCP による。

◎：勤務を示す（自動参集基準も参照）

施設長、副施設長及び課長は発災後 6 時間以内の勤務は徒歩 2 キロ以内を対象とする。

発災後	6 時間	1 日	2 日	3 日
施設長	徒歩圏内◎	◎	◎	◎
副施設長	徒歩圏内◎	◎	◎	◎
課長	徒歩圏内◎	◎	◎	◎
係長		◎	◎	◎
2 キロ以内一般職		◎	◎	◎
その他一般職			◎	◎
非正規職			◎	◎

【各事業所の災害時勤務体制表の作成】以下の様式で作成する。

発災後	6 時間	1 日	2 日	3 日
施設長				
副施設長				
課長				
係長				
2 キロ以内一般職	名	名	名	名
介護職				
看護職				
調理職				
リハ職				
事務職				
その他一般職	名	名	名	名
介護職				
看護職				
調理職				
リハ職				
事務職				
非正規職	名	名	名	名
介護職				
看護職				
調理職				
事務職				

* 発災後 1 日目の出勤率 50%、2 日目の出勤率 60%、3 日目の出勤率 70%をもとに作成する。

出勤者名を職種ごとに明示する。

勤務シフトを1勤務時間を最長10時間（残業4時間）、出勤率に応じた人員数で勤務シフトを組めるかどうか検証する。利用者の安全確保と生活機能維持を最優先とする優先業務を実施することを想定する。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように、安全対策班が施設の破損個所を確認し「建物・設備被害点検シート」に記載する。被害箇所は写真を撮り、記録しておく。点検結果は法人事務局（総務班）へも送付する。

＜建物・設備の被害点検シート＞以下の様式で作成する。

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各事業所で建物・設備の保守管理業者や取引業者について連絡先一覧を準備しておく。

主な保守管理業者等は「保守業者一覧表」、「その他業者一覧表」（別添）のとおり。各事業所はこの表に基づいて連絡先一覧を以下の様式で作成する。

〈法人事務局連絡先一覧〉

業者名	連絡先	業務内容
エスプロジェクト	082-255-2033	TKC 会計ソフト保守
(株)ミック	0855-23-4510	コピー機保守
オービックビジネスコンサルタント	03-3342-2239	人事・給与奉行保守
ディアイエスソリューション(株)	0852-59-5806	勤怠管理（勤革時）

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

発災による事業所、利用者及び職員等に被害が生じた場合には、速やかに状況の一報を関係機関に電話等により報告する。電話が使用できない場合はPC メール等を使用して報告する。被災状況等が明確になった時点で改めて「報告書」に

より関係機関に報告する。

《外部報告について》

1. 報告先の優先順位について

① 邑南町福祉課（95-1115）

② 島根県（石見指導監査室）（0855-29-5547）

報告時間は発災後 1 時間以内に第 1 報を邑南町福祉課に入れる。（夜間の場合も同じ）

2. 報告内容について

報告先への報告する内容は以下を基本とする。

① 建物・設備等の被災状況

② 利用者及び職員の被災状況

③ 利用者の避難状況

④ 職員の勤務状況

3. 報告者

報告先への報告は事務局長とする。事務局長が不在等の場合は事務局次長とする。

《内部緊急連絡・報告について》

役員（非常勤理事及び監事）への報告

以下の内容のマメールを発信する。

・ 事業所等の被災状況

・ 役員 of 被災状況及び参集可否

《マスコミ対応について》

マスコミ等の取材に対しては、法人事務局を窓口とし、他の事業所での対応はしない。マスコミへの対応（取材応答、説明等）は理事長及び事務局長・事務局次長が対応する。

4. 他法人・施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

--

② 連携協定書の締結

--

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

--

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

具体的な連携協定を締結していないが、以下関係医療機関がある。

医療機関名	連絡先	連携内容
大隅医院	95-0313	利用者等の診療・産業医
邑智病院	95-2111	利用者等の診療等

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

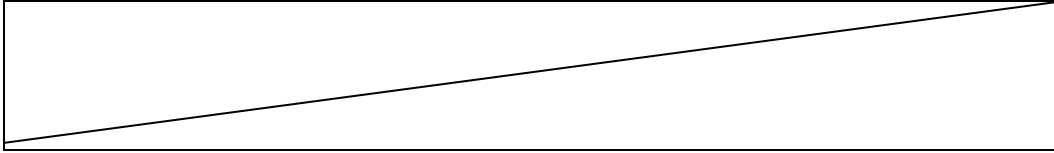
具体的な連携協定を締結していないが、以下関係する行政機関等がある。

名称	連絡先	連携内容
邑南町福祉課	95-1115	被害状況等連絡
邑南町社会福祉協議会	84-0332	

(2) 連携対応

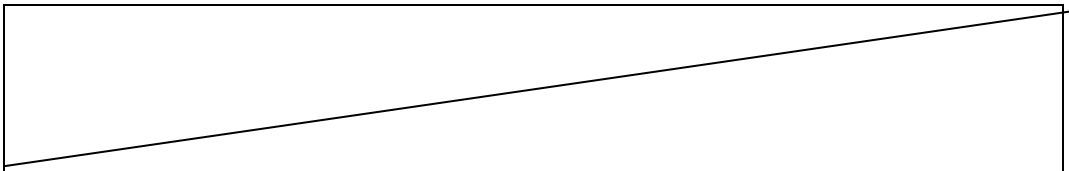
連携協定に基づき、被災時に相互に連携し、支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項

①事前準備



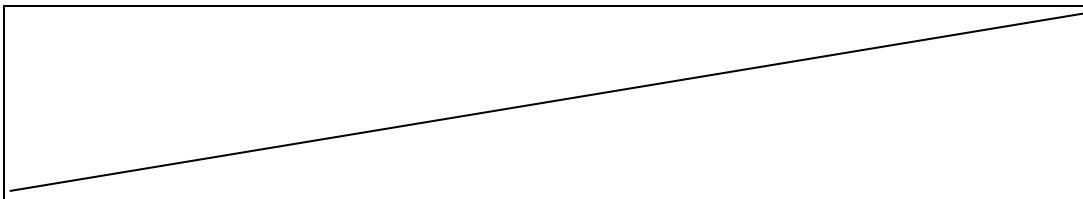
②入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるように、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」にあらかじめまとめておく。



③共同訓練

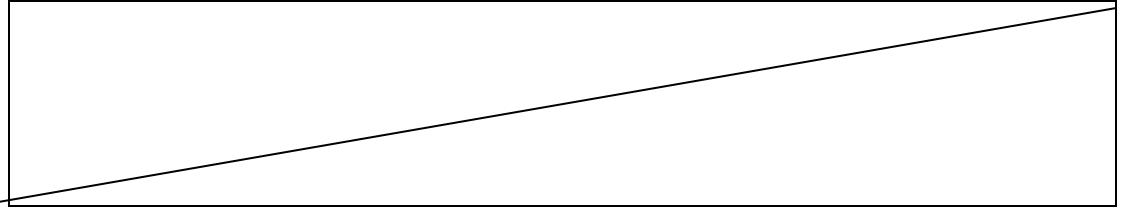
連携先と共同で行う訓練概要を記載する。



5. 地域との連携

地域との連携対応（被災時の職員派遣、福祉避難所の運営、近隣住民の一時的避難等についての可能性について検討していく。特に桃源の家及び香梅苑の所在する自治会（中野西区自治会及びいづみ中央自治会）との連携を検討する。

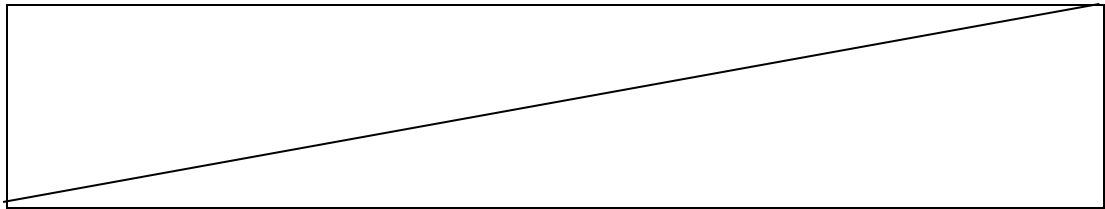
（1）被災時の職員の派遣



（2）福祉避難所の運営

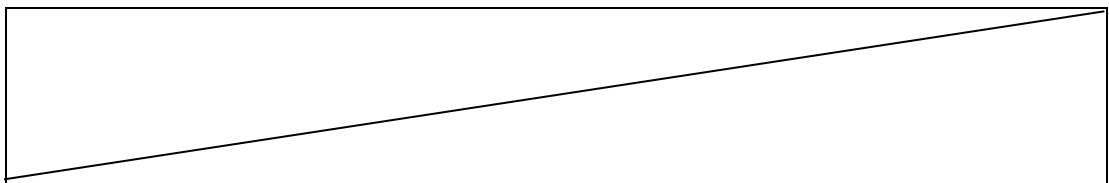
①福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理する。



②福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。また受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人財の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等を検討する。



6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

サービス提供中に発災した場合、停電、断水が発生する可能性を考慮してその対応、準備を検討する。

- ・利用者及び職員の安全確保、家族への連絡網の整備
- ・サービス継続及び帰宅の判断
- ・体調不良者の病院への搬送
- ・飲食の提供の可否
- ・飲料水の確保
- ・その他防災用品の備蓄（ヘルメット等）
- ・災害発生対応訓練（BCP 発動訓練）

【災害が予想される場合の対応】

開所前及び開所中の場合は災害時避難情報対応マニュアルにより対応する。地震の場合は事前の予想ができないため、災害発生時での対応とする。

【災害発生時の対応】

災害時避難情報対応マニュアルにより対応する。サービス提供の停止は警戒レベル 4 以上を想定しており、地震の場合は震度 5 以上を想定する。

7. 保育サービス固有事項

【平時からの対応】

サービス提供中に発災した場合、停電、断水が発生する可能性を考慮してその対応、準備を検討する。

- ・利用者及び職員の安全確保、保護者への連絡網の整備
- ・サービス継続及び帰宅の判断
- ・体調不良児の病院への搬送
- ・飲食の提供の可否
- ・飲料水の確保
- ・その他防災用品の備蓄（ヘルメット等）
- ・災害発生対応訓練（BCP 発動訓練・土砂災害に関する避難訓練（日貫保育所）

【災害が予想される場合の対応】

保育施設運営における災害時避難情報対応マニュアルにより対応する。地震の場合は事前の予想ができないため、災害発生時での対応とする。

日貫保育所は上記の対応マニュアルに加え「土砂災害に関する避難確保計画」での対応を実施する。

【災害発生時の対応】

保育施設運営における災害時避難情報対応マニュアルにより対応する。サービス提供の中止は警戒レベル4以上を想定しており、地震の場合は震度5以上を想定する。

8. 居宅介護支援サービス固有事項

【平時からの対応】

災害発生により相談・援助活動が実施できない場合を想定して、関係機関との緊急連絡方法を協議し、決めておく。

利用者とのアクセス（訪問面談）が物理的に不可能になることを場合を想定して、代替手段を検討する。

【災害が予想される場合の対応】

訪問地区に警戒レベル4（避難指示）が発令される場合は、原則訪問活動を中止する。

訪問活動中の場合は速やかに帰所する。

【災害発生時の対応】

訪問地区に警戒レベル4以上が発令されるか、若しくは震度5以上の地震により災害が発生した場合は、訪問活動を中止し、直ちに帰所する。サービス提供は安全が確認できるまでは再開しない。直ちに帰所できない場合は、状況を法人事務局へ連絡する。

業務継続計画（BCP）の目的

BCPは不特定の事業上のリスク要因（事業を停止にさせる様々なリスク要因）に対応し、事業の維持・維持を図ることを目的としたものです。このため、災害により建物等に被害が出ることを防ぎ、利用者等の人命を守ることを目的とする「防災計画」及び「防災マニュアル」とはその目的が異なります。

つまり、BCPは「事業を守る」、防災計画は「建物や人を守る」という違いがあります。BCPは様々な事業リスクに対応するといっても、あらゆる事業リスクに一つのBCPで対応で対応することはできません。このため、想定されるリスクを特定したうえで、それに対応するBCPを策定することがより事業リスク（事業停止リスク）を低減させることとなります。

自然災害用BCPの活用

このBCPは自然災害（主に震災）を想定したもので、防災計画及び防災マニュアルと重なる部分がありますが、BCP発動基準に達した場合は、このBCPを優先させることとします。

BCPは事業継続を目的としたものですから、目的を達成することができるかどうかを平常時からその検証を行うことが必要です。このため、シュミレーションや訓練を通してその検証を行い、目的達成に問題があれば、BCPを修正していくことが重要なことです。

BCPの職員への周知

BCPは想定される事態が発生したとき実際に職員が動かすことができなければ、意味がありません。このため、訓練や研修を通じて職員のBCPに対する認識を深め、事態の発生に備えておくことが必要です。このため、定期的な訓練及び研修は欠かせません。

以上

令和3年11月01日策定

令和4年05月02日改定（推進・対応体制）

令和5年06月23日改定